# パソコンの有寿命部品の表記に関するガイドライン

社団法人 電子情報技術産業協会 パーソナルコンピュータ事業委員会

## √ はじめに

従来より、パソコンには使用時間や利用環境等により、劣化・磨耗の進行,寿命に大きな差が生じる部品が一部使用されております。しかしながら、部品の寿命に関する表記がされていないケースや、表記されている場合でも、メーカ毎に名称や表記内容が異なる等、お客様にわかりにくい状況になっております。

また、社会の IT 化の更なる進展、利用用途の多様化(TV の録画機能,制御機器としての利用など)により、パソコンの長時間稼働化が進み、今後部品寿命に起因する不具合等が生じることも想定されます。

そこで今回、社団法人「電子情報技術産業協会」(以下「JEITA」という)では、使用時間や利用環境等により、「部品寿命は異なる」ということをお客様に正しく理解して頂き、パソコンの安全かつ適切な利用を促すことを目的に、「パソコンの有寿命部品の表記に関するガイドライン」(以下ガイドラインという)を策定致しました。JEITAでは、今後加盟パソコンメーカを中心に本ガイドラインにそった有寿命部品に関する表記を促し、部品寿命への理解促進、適切な利用環境下での使用促進、パソコン市場の健全な発展に努めて参ります。

# ガイドラインの内容

5)

# (1) 定義

- パソコンには、装置の使用頻度/経過時間、使用環境(温湿度など)等により、劣化/磨耗が進行し、寿命が著しく短くなる可能性のある部品が使用されています。当該部品を「有寿命部品」と定義します。(表記時に使用する名称は、「有寿命部品」とし、部品寿命の基準は各メーカが定めるものとします。)
- パソコンには、以下の部品が使用されていますが、本ガイドラインは、 項の有寿命部品に 関して、表記における基準を定めています。

通常使用した場合、メーカの製品補償範囲\*の部品ではあるが、装置の使用頻度/経過時間、使用環境(温湿度など)等により、劣化/磨耗が進行し、寿命が著しく短くなる可能性のある部品(有寿命部品)

〔例〕:液晶ディスプレイ、ハードディスク など

装置の使用頻度/経過時間、使用環境(温湿度など)等により寿命は大きくは変わらないが、 落下等による破損時には交換した方が好ましい部品

〔例〕: 筐体 など

通常使用した場合であっても、メーカの製品保証範囲\*外として、一般的に消耗品的な取り扱いをしている部品

〔例〕: バッテリ など

\* 製品保証範囲とは製品添付の保証書等にて、各メーカが定めている無償修理を行う 範囲をさす。

## (2) 有寿命部品に関する表記

パソコンメーカは、製品添付の取扱説明書(マニュアル)などに下記の事項について表記するよう努めるものとします。

#### • 有寿命部品を使用している旨

お客様に正しい情報をお知らせするため、「パソコンには有寿命部品が使用されている」 ということを明示するよう努めるものとします。

#### • 使用している主な有寿命部品の名称

有寿命部品に関するお客様の理解を高めるため、具体的な有寿命部品の名称を明示するよう努めるものとします。

#### • 有寿命部品の交換目安(部品寿命の目安)

有寿命部品は部品寿命があるため、通常に使用した場合でも、交換等が必要となります。 お客様に適切な利用環境下での使用を促すため、有寿命部品の交換目安(部品寿命の目安) を明示するよう努めるものとします。

#### • その他 有寿命部品に関する注意事項

有寿命部品の交換目安(部品寿命の目安)が、メーカによって定められている製品保証の期間/内容と異なる、部品寿命に著しい影響を与える事項があるなど、お客様に理解・注意して頂きたい事項がある場合には、お客様に誤解を与えないよう有償・無償の明確化を含めて表記するよう努めるものとします。

# 取扱説明書(マニュアル)における表記例

本製品には、有寿命部品(液晶ディスプレイ、ハードディスク、冷却用ファン等)が含まれています。

有寿命部品の交換時期の目安は、使用頻度や条件により異なりますが、本製品を通常 使用 した場合、1日約 時間のご使用で約 年です。

上記目安はあくまで目安であって、故障しないことや無料修理をお約束するものではありません。

尚、長時間連続使用等、ご使用状態によっては早期にあるいは製品の保証期間内であって も部品交換(有料)が必要となります。

有寿命部品については、製品購入前にお客様に正しく理解・認識して頂くことも重要であります。パソコンメーカは、製品添付の取扱説明書(マニュアル)に加え、カタログやホームページなどにも有寿命部品に関する注意書きを表記し、お客様への注意喚起,理解促進に努めるものとします。

尚、カタログについては、スペース上の問題等もあり、表記内容は各パソコンメーカの判断に委ねますが、本ガイドラインの主旨に沿った表記を行うよう努めるものとします。

本ガイドラインは、2005 年 10 月 1 日より有効とし、パソコンメーカは、できる限り速やかに上記ガイドラインに沿った表記に努めるものとします。

以上